令和８年４月１日
株式会社ナクアホテル＆リゾーツマネジメント

初任運転者に対する安全運転の実技指導について

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第 1089 号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表致します。

１．教育実施時期

新たに入社した運転者に対して貸切バス研修を座学 10 時間以上、実技指導 20 時間以上を満たし、貸切バス指導運転手及び統括運行管理者に貸切運転者として選任されるまで実施しました。

2．指導内容

指導運転手が添乗し、通常運行ルートや走行しやすい区間、危険地点など、貸切バス運転時の注意事項を中心に 20 時間以上の実技指導を行いました。

①事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
②事業用自動車の構造上の特性と日常点検方法
③運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
④危険の予測及び回避
⑤安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
⑥実技指導で録画したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

3．車種区分

大型貸切バス（11.99m）
中型貸切バス（8.99m）

4．実施ルート

栃木県内の通常運行ルートや近県の道の駅や観光施設、一般道及び高速道路

5．添乗者の指導歴

指導運転手 A：バス運転歴 19 年、指導歴 12 年
指導運転手 B：バス運転歴 12 年、指導歴 5 年
指導運転手 C：バス運転歴 11 年、指導歴 8 年